

旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年7月14日学長裁定)

旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則の一部を改正する細則

旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則（平成19年12月20日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程(平成19年旭医大達第15号。以下「規程」という。)第13条の規定に基づき、動物実験計画、施設、飼養保管、安全管理及び教育訓練等に係る必要な事項を定め、もって旭川医科大学(以下「<u>本学</u>」という。)における動物実験等の取扱いを適正かつ安全に行うことを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年7月14日から施行する。</u></p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程の改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程(平成19年旭医大達第15号。以下「規程」という。)第12条の規定に基づき、動物実験計画、施設、飼養保管、安全管理及び教育訓練等に係る必要な事項を定め、もって旭川医科大学(以下「<u>本学</u>」という。)における動物実験等の取扱いを適正かつ安全に行うことを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>